

# 仕 様 書

## 1 対象業務

令和8年度空調設備保守点検業務（県北地区）

## 2 目的

空調設備機器の機能を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、経済的、効率的利用を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

## 4 契約履行場所

「長崎労働局空調設備一覧（県北地区）」のとおり

## 5 委託業務（点検作業等）の詳細

「長崎労働局空調設備一覧（県北地区）」「保守作業仕様書」とおり。

※ただし、契約期間中、随時、機器の更新を行う可能性があるため、その場合は更新後の機器について、点検等の対象とする。

## 6 定期点検及び簡易点検

- （1） 作業は原則午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととするが、実施にあたっては各官署と協議を行い決定すること。
- （2） 落札者は、各官署の担当者と立ち入り禁止区域や作業場の留意事項について、十分な打合せを行うこと。
- （3） 冷房・暖房シーズン前の機能点検（運転切替）に関しては、冷房シーズンは5月上旬まで、暖房シーズンは11月上旬までに行い、遅くとも5月12日から冷房、11月10日から暖房を利用できるようにすること。上記時期までに実施が難しい場合は、相談に応じるが、原則どおりの時期に行えるよう努めること。
- （4） 点検日時については事前に連絡し、了承を得たうえで実施すること。
- （5） 冷却塔のある各官署（薬注装置のある官署は除く）において、冷却水回路のスケール・藻・スライム・レジオネラ属菌・腐食等抑制のため、年2回（冷房シーズン開始時及び中間点検時）処理剤を投入すること。

## 7 保守について

- （1） 空調設備が正常に作動しない等の連絡を各官署より受けた場合、落札者は原則として連絡のあった日に技術者を派遣するなど必要な措置をとること。  
当日の対応が難しい場合は各官署と連絡を取りエラーコード等からその事象の深刻性を分析し、各官署及び局総務課会計第二係（以下、「会計第二係」という。）あて説明すること。  
ただし、事象が解決した場合を除き、本説明をもって技術者の派遣を免除されるわけではないことに留意すること。
- （2） 当方より緊急連絡があった場合は、現地到着後一次対応処置の作業を実施し、その後修理や整備を伴うものは協議の上、調達後施工する。  
修理や整備を伴うものは、一次対応処置の作業後、速やかに見積書を提出すること。  
ただし、緊急の場合を除き、見積合せを行った後、修繕等の契約を結ぶため、保守

点検業者と直ちに契約するものではないことに留意すること。

- (3) 一次対応処置において落札者では対応できず、メーカー等の点検が必要となる場合は、落札者が責任もって速やかにメーカー等の点検を手配すること。  
また、メーカー等の点検にかかる費用は、本件契約に含まれるため留意すること。
- (4) 連絡の時間に関しては、年間（契約期間）を通し24時間体制とする。

## 8 記録と報告

- (1) 保守・点検終了後は、作業が終了した旨と保守・点検結果を各官署の担当者に報告し、後日「保守・点検結果報告書」を該当官署及び会計第二係あて速やかに提出すること。  
フロン排出抑制法に基づく機器ごとの「記録簿」を作成・提出すること。
- (2) 業務遂行中に異常等を発見した場合は、「保守・点検結果報告書」と共に点検不良箇所一覧表を会計第二係へ提出のこと。また、必要に応じ写真を添付すること。異常の内容、対処方法等を明記した見積書を作成し、会計第二係あて速やかに提出すること。その際、見積書のあて先は「支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長」とすること。

## 9 入札参加業者の資格に関する事項

- (1) 「第一種フロン類充填回収業者」として、登録されていること。入札参加申込にあたっては、各都道府県より通知された「第一種フロン類充填回収業者登録通知書(写)」を提出すること。

## 10 機密保持及び作業員に関する事項

- (1) 落札者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 作業員には、制服を着用させ氏名を明示させること。
- (3) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報漏洩等が起らないようにすること。
- (4) 落札者は、作業員に対して安全衛生及びその他業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。
- (5) 作業員は、高圧ガス保安法における「第三種冷凍機械責任者以上」の資格、かつ「冷媒フロン類取扱技術者」の資格を有していること。
- (6) 落札業者は、契約後作業員にかかる「冷凍機械責任者製造保安責任者免状(写)」「冷媒フロン類取扱技術者証(写)」を提出すること。

## 11 再委託について

- (1) 受注者は、原則として当該業務を下請け会社等他者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、長崎労働局に対して別に定めた様式により再委託に係る承認申請を行い、長崎労働局から承認を受けた場合はこの限りではない。また、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合には、再委託に係る承認を得る必要はない。
- (2) 再委託が認められるのは当該業務の一部についてであり、当該業務の全部を再委託することはできない。なお、当該業務の一部を再委託する場合は、以下による。
  - ・再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、長崎労働局に対し全ての責任を負うものとする。
  - ・本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
  - ・再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を長崎労働局に対して提出し、履行体制について明らかにしなければならない。

1.2 代金の請求及び支払について

- (1) 当方による検査に合格しなければ料金は支払わない。
- (2) 請求書の宛先は「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 代金の請求は次のとおりにする。こと。

履行期間	請求月
令和8年 4月1日～令和8年9月30日	令和8年10月
令和8年10月1日～令和9年3月31日	令和9年 4月
- (4) 請求書には、各官署の内訳を記載すること。
- (5) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。  
※4月の請求については、出納整理期間のため、できる限り早期（4月10日頃迄）に請求を行うこと。

1.3 その他の留意事項

本件仕様書を順守しない場合は、指名停止又は、契約解除等行う場合もありえることに留意すること。

1.4 担当者（問題発生時連絡先）

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課会計第2係

電 話 095-801-0020

# 保守作業仕様書

■機器（ビル用マルチエアコン）

＜佐世保公共職業安定所・江迎公共職業安定所＞

		点 検 内 容	点 検 方 法	通常点検	フロン類漏えい
機能点検	室外機	運転温度・圧力の確認（運転不可時は停止圧力の確認） 冷媒・油漏れ点検（※1） 制御弁（電磁弁・四方弁）の確認 異常履歴有無の確認 サーミスタの点検 電磁接触器の動作確認 絶縁抵抗の確認（圧縮機・ヒーター類・送風機）	メンテナンスツール・実測による確認 漏れ検知器・目視による確認 メンテナンスツール・温度等による確認 メンテナンスツール・基板表示による確認 メンテナンスツール（抵抗測定）による確認 目視による確認 抵抗測定による確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	室内機	電子膨張弁の動作確認 サーミスタの点検 ドレンポンプの動作確認 水漏れ点検 リモコンの動作確認 冷（温）風の吹出確認	メンテナンスツールによる確認 メンテナンスツールによる確認 聴診による確認 機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	
状態点検	室外機	異音（圧縮機・送風機）・振動の確認 圧縮機運転時間の確認 端子部の確認（圧縮機・端子台他） パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検	聴診・触診による確認 室外基板表示による確認  目視による確認 目視による確認 目視による確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	○   ○
	室内機	異音（送風機）・振動の確認 パネルの外観点検 フィルターの汚れ点検 熱交換器の汚れ点検 ドレンの流れ確認（床置形・天吊形） ドレンの流れ確認（天井カセット形）	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 必要時目視による確認 必要時目視による確認	○ ○ ○ ○ ■ ■	○ ○     
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃		○	
	室内機	パネル汚れ清掃 フィルター清掃		○ ○	
管理	管理	管理・報告データ作成支援（※2）	・契約対象機器において点検記録簿、フロン類漏えい量データ作成 ・フロン類漏えいデータの提出（年1回）	○	○

「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。

「通常点検」■部は、機種により必要な点検項目を示します。

機器の停止中、休止中の場合は点検できない項目があります。

（※1）『冷媒漏れ点検』に『気密検査』は含みません。『気密検査』が必要な場合は長崎労働局の負担とします。

（※2）フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量の報告は長崎労働局が行うものとします。

フロン類の漏洩量データの提出（年1回）は4月1日～3月31日の期間で集計を行った後、3ヶ月以内に長崎労働局へ送付して下さい。

# 保守作業仕様書

■機器（空冷ヒートポンプエアコン）

＜江迎労働基準監督署・佐世保公共職業安定所＞

点 検 内 容		点 検 方 法	通常点検	フロン類漏えい	
機能点検	室外機	運転温度・圧力の確認（運転不可時は停止圧力の確認） 冷媒・油漏れ点検（※1） 異常履歴有無の確認 絶縁抵抗の確認（圧縮機・ヒーター類・送風機）	実測による確認 漏れ検知器・目視による確認 基板表示による確認 抵抗測定による確認	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	室内機	ドレンポンプの動作確認 水漏れ有無の確認 リモコンの動作確認 冷（温）風の吹出確認	聴診による確認 機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
状態点検	室外機	異音（圧縮機・送風機）・振動の確認 端子部の確認（圧縮機・端子台他） パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検	聴診・触診による確認  目視による確認 目視による確認 目視による確認	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	室内機	異音（送風機）・振動の確認 パネルの外観点検 フィルターの汚れ点検 熱交換器の汚れ点検 ドレンの流れ確認（床置形・天吊形） ドレンの流れ確認（天井カセット形）	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 必要時目視による確認 必要時目視による確認	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	室内機	パネル汚れ清掃 フィルター清掃		<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
管理	管理・報告データ作成支援（※2）	・契約対象機器において点検記録簿、フロン類漏えい量データ作成 ・フロン類漏えいデータの提出（年1回）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。

「通常点検」■部は、機種により必要な点検項目を示します。

機器の停止中、休止中の場合は点検できない項目があります。

（※1）『冷媒漏れ点検』に『気密検査』は含みません。『気密検査』が必要な場合は長崎労働局の負担とします。

（※2）フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量の報告は長崎労働局が行うものとします。  
 フロン類の漏洩量データの提出（年1回）は4月1日～3月31日の期間で集計を行った後、3ヶ月以内に長崎労働局へ送付して下さい。

# 保守作業仕様書

■機器（吸収式冷温水発生器）  
 <江迎労働基準監督署・佐世保公共職業安定所>

		点検内容	点検方法	通常点検
機能点検	共通	運転状況(温度・圧力・フルーム電流)の確認 異音・振動の確認	実測による確認 聴診による確認	○ ○
	安全装置	炎検出器の動作確認 感震器の動作確認 インターロックの動作確認 バーナーコントローラの動作確認 冷温水流量スイッチの動作確認 ガス圧力スイッチの動作確認 ガス遮断弁の動作確認	手動による確認(但し、80HP以上) 手動による確認 手動による確認 手動による確認 手動による確認 手動による確認 手動による確認	■ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	熱源・燃焼装置	電磁弁の動作確認 オイルポンプの動作確認 フレイムロッドの動作確認	聴診による確認 動作(操作)による確認 目視・聴診による確認	○ ○ ○
	電気系統	電気部品の動作確認(スイッチ・リレー・タイマー) 電磁接触器の動作確認 絶縁抵抗の確認 配線の劣化点検・端子の増締め	目視・聴診による確認 目視・聴診による確認 抵抗測定による確認	○ ○ ○ ○
	外装他	冷却水温度コントロールの動作確認 抽気ポンプの動作確認 [有機種のみ] 吸収液ポンプインバータの動作確認 [有機種のみ]	動作(操作)による確認 動作(操作)による確認 動作(操作)による確認	○ ■ ■
状態点検	熱源・燃焼装置	燃料配管の漏れ点検 燃焼状態点検 オイルストレーナの詰り点検 ノズルチップの詰り点検 排気漏れの点検	目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	○ ○ ○ ○ ○
	胴内	真空状態点検(真空度確認) パラジウムヒーターの点検	目視による確認 目視による確認	○ ○
	熱交換器	凝縮器の点検 蒸発器の点検	水出入口温度差による確認 水出入口温度差による確認	○ ○
外装他	パネルの外観点検 断熱材の外観点検 計器類指針の点検 配管・継手の点検 吸収剤検査・分析	目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 各メーカー基準による (年1回)	○ ○ ○ ○ ○	
手入れ保全	外装他	パネルの汚れ清掃 配管・配線の結束手直し 真空引き・真空度調整		○ ○ ○
冷 作 業 切 替		水抜き／水張り バルブ・スイッチ切替操作 (冷暖切替含む)		

「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。  
 「通常点検」■部は、機種により必要な点検項目を示します。  
 機器の停止中、休止中の場合は点検できない項目があります。

# 保守作業仕様書

■機器（ルームエアコン）  
 <佐世保公共職業安定所>

		点検内容	点検方法	通常点検
機能点検	室外機	運転状況(温度・圧力)の確認 冷媒漏れ点検の確認 絶縁抵抗の確認(圧縮機・クランクケースヒータ・送風機)	実測による確認 漏れ検知器による確認 抵抗測定による確認	○ ○ ○
	室内機	水漏れ有無の確認 リモコン動作確認 冷(温)風の吹出確認	機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認	○ ○ ○
状態点検	室外機	異音(圧縮機)・振動の確認 端子部の確認(圧縮機・端子台他) パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検	聴診・触診による確認  目視による確認 目視による確認 目視による確認	○ ○ ○ ○ ○
	室内機	異音(送風機)・振動の確認 パネルの外観点検 フィルターの汚れ点検 熱交換器の汚れ点検	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	○ ○ ○ ○
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃		
	室内機	パネル汚れ清掃		
オプション	室外機			
	室内機	フィルター清掃		○

「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。

## 保守作業仕様書

■付帯設備 (契約の対象機種は、下表の契約対象欄に○印をしたものとします)  
 ※設備一覧に記載している設備(内容に「機能点検」とあるもの)で、ここに記載していないものは、可動に必要な動作・状態の点検を行ってください。

〈江迎労働基準監督署〉  
 〈佐世保公共職業安定所〉

契約対象	○
機種区分	エアポン
点検パターン	通常点検
作業・点検内容	
送風機の汚れ点検	○
軸受の点検	○
フィルターの汚れ点検	○
ドレンパンの腐食点検	○
ファンベルトの点検	○
ドレンの流れ確認	○
電動機の絶縁確認	○
熱交換器の汚れ点検	○
加湿器の点検	○
エリミネーターの劣化点検	○
保温材の劣化点検	○
ケーシングの腐食点検	○
バルブの動作確認	○
◆通常点検 2回	

〈江迎労働基準監督署〉  
 〈佐世保公共職業安定所〉

契約対象	○
機種区分	タワー
点検パターン	通常点検
作業・点検内容	
ファンベルトの点検	○
軸受の点検	○
回転散水装置の点検	○
充填材の劣化点検	○
水槽の点検	○
ボールタップの動作確認	○
バルブの動作確認	○
鉄骨部材の腐食点検	○
異音・振動の確認	○
送風機の腐食点検	○
電動機の絶縁確認	○
ストレーナの詰り点検	○
継手類の腐食点検	○
処理剤による殺菌・洗浄	○
◆通常点検 2回	

〈江迎労働基準監督署〉  
 〈佐世保公共職業安定所〉  
 〈江迎公共職業安定所〉

契約対象	○
機種区分	ポンプ
点検パターン	通常点検
作業・点検内容	
グラウトの水洩れ点検	○
軸受の点検	○
カップリングゴムの点検	○
電流の確認	○
異音・振動の確認	○
圧力の確認	○
ボルトのゆるみ点検	○
ケーシングの腐食点検	○
電動機の絶縁確認	○
◆通常点検 2回	

## 保守作業仕様書

■付帯設備 (契約の対象機種は、下表の契約対象欄に○印をしたものとします)

〈江迎労働基準監督署〉

	契約対象	○
	機種区分	全熱交換器
	点検パターン	通常点検
作業・点検内容		
軸受の点検		○
送風機の汚れ点検		○
吹込・吹出口汚れ点検 (ダクト)		○
制御回路の絶縁確認		○
異音・振動の確認		○
フィルターの汚れ点検、清掃		○
ロスナイエLEMENTの汚れ点検		○
◆通常点検 2回		

〈加湿器が機器に付属している所属〉

	契約対象	○
	機種区分	加湿タンク
	点検パターン	通常点検
作業・点検内容		
汚れ点検		○
水抜き／水入れ (清掃)		○
バルブ・スイッチ操作		○
◆通常点検 2回		

※加湿タンクについて、実際に取り付けられる機器によっては、上記以外の作業が必要になる場合があるが、簡易なものであれば上記作業にあわせて行うこと。それ以外であれば、別途協議。

長崎労働局空調設備一覧(県北地区)

官署名・住所	設備等	形式	設置場所	数	内容
江迎労働基準監督署	吸収式冷温水発生器	SUW-H30K		1基	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
佐世保市江迎町長坂123-19	クーリングタワー	SCT-R50 NE		1基	機能点検 年2回(冷房シーズン開始時及び中間点検時) 処理剤による殺菌・洗浄(冷房シーズン開始時及び中間点検時)
	冷温水ポンプ	GEK656M4ME3.7		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
	冷却水ポンプ	GEK-80 656M-4M5.5		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
	エアハン(フィルターユニット含む)	AH-18VK(1台)、ASC-6HK(2台)		3台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)(フィルター清掃含む)
	空冷ヒートポンプエアコン	RTYP-63 CTH		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	RTYP-40 CTH		4台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回 ※相談室・女子休憩室の2台は使用していないため、最低限必要の点検で可。
	電気集塵機	ME-HM-220DRT		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前) 点検毎洗浄含む
	全熱交換器	VAC150 FAS1		5台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)(フィルター清掃含む)
	膨張タンク			1基	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
佐世保公共職業安定所	ガス直焚吸収式冷温水器	HAU-FH50CWR		1基	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
佐世保市稲荷町2-30	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	RAS-AP80GH2		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	冷却塔	SKB-51GR		1基	機能点検 年2回(冷房シーズン開始時及び中間点検時) 処理剤による殺菌・洗浄(冷房シーズン開始時及び中間点検時)
	冷却水ポンプ	SMF-100		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
	冷温水ポンプ	SMF-80		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
	エアハンドリングユニット	AH-45 VK		1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)
	ビル用マルチエアコン(室内機6台)	RAS-AP224DGR1(日立)		1組	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	ビル用マルチエアコン(室内機3台)	RAS-AP140DGR1(日立)		1組	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	ビル用マルチエアコン(室内機4台)	FDCP450HKX2D		1組	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP45KA12-BS		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	RAS-P80HVR1		3台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA10		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	RAS-NP160HVR		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	RAS-NP80HVR-BSG		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP80HA10-BS		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP80HA11-BS		1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	ルームエアコン	MUZ-AXV2522		1組	機能点検・状態点検、清掃 年2回(冷暖房シーズン前)
	ルームエアコン	MUZ-BXV2220		2台	機能点検・状態点検、清掃 年2回(冷暖房シーズン前)
	ルームエアコン	R40WEP		1台	機能点検・状態点検、清掃 年2回(冷暖房シーズン前)
	ルームエアコン	RAS-2855ADV1		1台	機能点検・状態点検、清掃 年2回(冷暖房シーズン前)
		吸込みグリル			3ヶ所
江迎公共職業安定所	マルチパッケージ形空調機 屋外機 ACP-1	PUHY-MP500DM-BS	屋外 庁舎北側	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
佐世保市江迎町長坂182-4	マルチパッケージ形空調機 屋外機 ACP-2	PUHY-MP280DM-BS	屋外 庁舎北側	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋外機 ACP-3	PUHY-MP280DM-BS	屋外 庁舎北側	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋外機 OAC-1(外気処理)	PUHV-P224DMJ3-BS	屋外 庁舎北側	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-1-1	PLFY-MP36HM	1階 待合室	6台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-1-2	PLFY-MP45HM	1階 事務室	3台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-2-1	PLFY-MP80HM	2階 所長室	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-2-2	PLFY-MP45HM	2階 事務室	2台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-2-3	PMFY-MP36FM	2階 休養室	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む) 年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回

長崎労働局空調設備一覧(県北地区)

官署名・住所	設備等	形式	設置場所	数	内容
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-3-1	PLFY-MP45HM	2階 会議室	4台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む)年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 ACP-3-2	PLFY-MP56HM	2階 能力開発室	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む)年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	マルチパッケージ形空調機 屋内機 OAC-1(外気処理)	PFAV-P265DMJ3-F	1階 機械室	1台	機能点検(フロン排出抑制法に基づく簡易・定期点検含む)年2回(冷暖房シーズン前)及び簡易点検 年2回
	給水ポンプ(タンク付) PU-1	20HPE0.15S	1階 機械室	1台	機能点検 年2回(冷暖房シーズン前)

実測データの記録が必要な項目

機器の状態・機能が正常であるかの判断材料として次に挙げる項目について記録の上、報告すること。

### 吸収式冷温水機

運転状況の確認	各部温度・圧力・フレイム電流などの実測による記録
電気系統	絶縁抵抗の実測による記録
熱交換器	凝縮器・蒸発器の水出入り口温度差の確認記録
吸収剤	年1回、メーカー基準による検査・分析結果

### チラーユニット

運転状況の確認	各部温度・圧力などの実測による記録
電気系統	圧縮機・制御回路・送風機（空冷）・クランクケースヒーターなどの絶縁抵抗の実測による記録
熱交換器	（空冷）水側熱交換器冷温水出入り口温度差 （水冷）凝縮器・冷却器の冷温水出入り口温度差

### パッケージエアコン

運転状況の確認	各部温度・圧力などの実測による記録
電気系統	圧縮機・送風機・クランクケースヒーターなどの絶縁抵抗の実測による記録
室内機	冷（温）風の温度実測による記録

### ボイラー

運転状況の確認	各部温度・圧力などの実測による記録
電気系統	絶縁抵抗の実測による記録

### ポンプ

運転状況の確認	電流・圧力などの実測による記録
電動機	絶縁抵抗の実測による記録

### エアハンドリングユニット

電動機	絶縁抵抗の実測による記録 運転電流・電圧
運転状況の確認	熱交換器冷温水出入り口温度差

### クーリングタワー

電動機	絶縁抵抗の実測による記録 運転電流・電圧
運転状況の確認	冷却水出・入口の温度確認（水冷熱源側での確認でもよい）
水質の検査	レジオネラ属菌検査
薬注装置	水質分析検査

### ファンコイル

電動機	絶縁抵抗の実測による記録 運転電流・電圧
運転状況の確認	冷（温）風の温度実測による記録

### ガスヒートポンプエアコン

運転状況の確認	各部温度・圧力などの実測による記録
電気系統	送風機・クランクケースヒーターなどの絶縁抵抗の実測による記録
室内機	冷（温）風の温度実測による記録